

「株主コミュニティに関する規則」の一部改正について

令和6年11月12日

(下線部分変更)

新	旧
<p>第3章 株主コミュニティへの参加・脱退</p> <p>(株主コミュニティへの参加手続及び参加に関する勧誘の禁止)</p> <p>第9条 運営会員は、投資者から株主コミュニティへの参加の申出を受けた場合を除き、当該投資者に係る当該株主コミュニティへの参加の手続を行ってはならない。</p> <p>2 運営会員は、株主コミュニティへの参加に関する勧誘を行ってはならない。ただし、当該勧誘の相手方が次のいずれかに該当する者であることを確認できた場合は、この限りでない。</p> <p>1 当該株主コミュニティ銘柄の保有者</p> <p>2 当該株主コミュニティ銘柄の発行者の役員又は従業員</p> <p><u>3</u> 当該株主コミュニティ銘柄の発行者の被支配会社等（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（以下「定義府令」という。）第6条第3項に規定する被支配会社等をいう。）又は関係会社（定義府令第7条第2項に規定する関係会社をいう。）の役員又は従業員</p> <p><u>4</u> <u>当該株主コミュニティ銘柄の発行者の取引関係者（当該発行者の指定する当該発行者と取引関係にある者をいう。）の役員又は従業員</u></p> <p><u>5</u> <u>前各号に掲げる者であった者</u></p> <p><u>6</u> <u>第2号に掲げる者又は同号に掲げる者であった者の配偶者又は二親等内の親族</u></p> <p><u>7</u> 特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の投資者とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）</p> <p>3・4 (現行どおり)</p>	<p>第3章 株主コミュニティへの参加・脱退</p> <p>(株主コミュニティへの参加手続及び参加に関する勧誘の禁止)</p> <p>第9条 (同 左)</p> <p>2 (同 左)</p> <p>1 (同 左)</p> <p>2 (同 左)</p> <p><u>5</u> (同 左)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>3</u> <u>前2号に掲げる者であった者</u></p> <p><u>4</u> <u>第2号に掲げる者の配偶者又は二親等内の親族</u></p> <p><u>6</u> (同 左)</p> <p>3・4 (省 略)</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">第 5 章 投資勧誘</p> <p>(株主コミュニティの参加者以外の者に対する投資勧誘の特例)</p> <p>第 16 条の 3 第 16 条の規定にかかわらず、運営会員は、次の各号に掲げる場合は、株主コミュニティの参加者以外の者（第 9 条第 2 項各号に掲げる者に限る。）に対して、当該株主コミュニティに係る株主コミュニティ銘柄の投資勧誘を行うことができる。この場合、投資勧誘の相手方となる顧客は、株主コミュニティへの参加前であっても参加者とみなして、第 10 条、第 12 条第 3 項、第 14 条、第 15 条、第 16 条の 2 第 1 項及び第 31 条の規定を適用する。</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 投資勧誘の相手方となる顧客が、第 9 条第 2 項第 1 号から第 6 号までのいずれかに該当する場合で、当該株主コミュニティに参加することを当該株主コミュニティ銘柄の取得の条件とするとき</p> <p>2・3 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和 6 年 11 月 12 日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 投資勧誘</p> <p>(株主コミュニティの参加者以外の者に対する投資勧誘の特例)</p> <p>第 16 条の 3 (同 左)</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 投資勧誘の相手方となる顧客が、第 9 条第 2 項第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する場合で、当該株主コミュニティに参加することを当該株主コミュニティ銘柄の取得の条件とするとき</p> <p>2・3 (省 略)</p>